

(2024年度 恋人の聖地事業)
須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務委託仕様書

1 業務委託名

須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務委託

2 業務の目的

須坂市は、「関係人口の創出」に向けて、地域と関わりたい人との接点づくりをコンセプトに、都市部の在住者が地域の課題解決に取り組む「信州つなぐラボ@須坂」を2022年度に開設し、参加した都市部住民と地域の関係者が、それぞれの視点で知恵を出し合い、都会と須坂市をつなぐ2つのモデルを提案し、地域でのイベント実施等により具体化してきた。

2024年度は少し視点を変え、新たな切り口として「ふるさと納税」制度を活用し、新たな発想力・情報発信力、多様な経験・スキルを有する参加者（以下、「参加者」という。）と地域の関係者、市との共創による地域の魅力訴求や返礼品を含めた地域製品の認知拡大のための企画、体験型コンテンツの創出等を通じた関係人口の創出や拡大を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から2025年3月31日（月）まで

4 業務の方針

「関係人口」の定義（市との濃密性）や考え方は様々だが、ふるさと納税を通じて寄附をしてくださる全国の方々も須坂市と接点を有する大切な「関係人口」であることは変わらないが、返礼品の授受という関係性を超え、須坂市により深い興味を持っていただき、来訪していただくことや来訪を通じて新たな魅力を発見していただくことが関係人口創出の入口として重要になると考えている。

ふるさと納税の全国的な傾向が「モノからコト」へ視点シフトしつつある中、須坂市も今が好調なふるさと納税を活用し、多角的なファンづくりや市の魅力発信の取組みを進めていく好機でもある。

また、2025年秋には市内に大型観光集客施設（イオンモールを中心とした商業施設）の開業が予定されており、今ある「須坂らしい魅力」をしっかり磨き上げ、「ふるさと納税」制度をうまく活用した市の魅力PRができるコンテンツやパッケージづくりを進めておくことも大切である。

こうした取組みに、都市部人材を巻き込み、新しい見方で須坂市の魅力や特徴を「再フレーミング」していくことや、都市部人材の多様なネットワークも活用し情報を発信

しながら新たな「関係人口」を創出していくことを事業の軸としたい。

5 具体的な業務内容

業務の目的を踏まえ、以下の(1)～(6)に示す業務を実施すること。

なお、業務の進行等にあたり、打合せに必要となる資料等については、市との十分な協議を行った上で、受託業者が作成すること。

(1) 参加者の募集

地域の課題解決や地域活動に対して興味・関心があり、新たな発想力・情報発信力、多様な経験・スキル等を活かし、継続的に協働できる参加者を市外在住者（都市部人材を想定）から募集し、概ね10名程度の人数を確保すること。

事業実施にあたっては、市が実施する「ふるさと納税」にかかる事業の目指すべき方向性や既存の地域資源、地域のニーズ等を十分に把握したうえで、本業務への関わりを希望する参加者と協働（展開・実施にあたり必要な伴走型の支援）することを基本とする。

なお、参加者は、以下の(2)から(4)に掲げる内容を達成するため、市が示す課題や提案をベースに、自発的な情報収集や調査研究を行うとともに、柔軟な発想での意見提案や企画立案への関与をその役割とする。このことを通じて、「都市部人材と市や地域が共創により地域の魅力発信に取り組む」というプロセスを大切にすること。

(2) 現地決済型ふるさと納税（旅行、飲食）の認知拡大と利用促進のための企画

トラストバンク株式会社が提供するふるさと納税払い「チョイスPay」の利用が促進される仕組みを検討すること。市での促進施策を軸にしつつ、参加者独自の意見や視点も十分に取り入れ検討を進めること。また、実際に参加者がおすすめしたいモデルプランや楽しみ方を考え、PRや情報発信の対象や方法についても併せて検討をすること。

また、参加者が実際に須坂市に来訪し、まちを歩き、店舗だけではなくまち全体の魅力（点）をどうつなぎ、発信するか、市外在住者の見方で須坂市全体を「再フレーミング」して魅力を発信すること。

< (2) の具体的な取組内容 >

対象店舗（※市において2024年7月末頃に30～40店舗に拡大予定）のモデル利用例を考案。

（例）

「ふるさと納税」で須坂市を楽しむお手軽周遊プラン（日帰りプラン）

「ふるさと納税」で須坂市を楽しみつくす滞在プラン（宿泊プラン）

(3) 地域産品等の認知拡大のための企画

参加者の視点から果物以外の魅力的な特産品（味噌、おやき、蕎麦など）の認知を一層拡大させることにより、ふるさと納税返礼品として果物以外の特産品の選択機会の増加につなげること。

まだ外部にあまり知られていない特産品を市外在住者の視点で「魅せ方」や「発信の仕方」を工夫し、これまでとは違った視点と手法で認知拡大を図ること。

(4) 体験型コンテンツの創出のための企画

現地に来ないと体験できない返礼品コンテンツを須坂市の返礼品ラインナップに加え、寄附者への訴求に活用するために、体験・宿泊等を絡めたツアー商品の企画、現地にきていただくきっかけとなる「特別な」体験型商品、寄附者限定企画等を考案し、事業化できるか検証を行うこと。

企画検討にあたっては、関係先のヒアリングや現地調査なども十分に実施し、実際に須坂市の魅力に触れ、参加者の独自視点で魅力を磨き上げ、発信するプロセスを重視した取組みとすること。

< (4) の具体的な取組内容 >

体験型返礼品（いくつかの体験を組み合わせたものも可）の考案（2～3点）

（例）味噌づくり体験、巨大迷路巡り歩きツアー、特別なフルーツ狩り体験等

(5) 成果物（報告書）のとりまとめ

(1)～(4)の実施結果・検討結果・提案内容等について報告書にとりまとめること。このほか、報告書の概要に関するプレゼンテーション資料（パワーポイントA4横）を作成すること。

(6) 事業成果の発表

事業の成果と報告書の内容について参加者を中心として発表すること。実施日、内容、場所等の詳細については、発注者と協議し決定する。

6 対象経費

委託契約の対象経費は次のものとする。

本業務の実施に必要と認められる経費

人件費、旅費※、役務費（デザイン制作料含む）、需用費（食糧費を除く）、使用料及び賃借料、広告料

※受託者の旅費のほか、参加者の居住地から須坂市（須坂駅、須坂長野東IC）までの移動及び滞在にかかる経費を想定

7 業務実施上の条件

- (1) 「現地決済型ふるさと納税（旅行、飲食）の認知拡大と利用促進のための企画」「地域産品等の認知拡大のための企画」では、事業実施の打合せをそれぞれ1～2回、須坂市現地でのフィールドワーク1回、モデルプラン（おすすりプラン）考案・今後の利用促進のインセンティブ考案打合せ1～2回を行うこと。提案によりそれ以上の回数としてもよい。なお、打合せについてはオンラインでも可とするが、フィールドワークについては現地で実施すること。
- (2) 「体験型コンテンツの創出のための企画」では、事業実施の打合せを1～2回、連携団体・施設等とのセッション(ヒアリング)、フィールドワーク（現地）1回、連携団体・施設等へのプレゼン1回、プロトタイプング（試作、仮体験、磨き上げ）の実施、インセンティブをつけた参加者の募集、体験の実施、修正アイデアの提案・フィードバックを行うこと。
- (3) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託業者が必要な処理を行うものとする。
- (4) 本業務を通じて作成した事業展開に必要なツール等は、成果物として須坂市に納品すること。
- (5) 本契約に基づく成果物の所有権は、須坂市へ成果物の引き渡し完了したときに須坂市に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって須坂市に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (6) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ須坂市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、須坂市個人情報の保護に関する法律施行条例を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 受託者は、事故等の発生予防を図るとともに、保険の付保など事故の発生時に必要な措置を講じること。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務完了の日から起算して8日を経過した日までに、成果物（紙媒体及び電子媒体各1部）を提出して完了検査を受けること。

8 業務スケジュール

※契約後、市と打ち合わせを行い、実施計画書を提出すること

内容	期限
参加者募集	2024年8月9日まで
キックオフミーティング	2024年8月30日まで
事業実施	2025年2月14日まで
最終発表会	2025年3月21日まで

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は直ちに市と協議・調整を行うこと。
- (3) 仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て両者協議の上、これを解決するものとする。

10 担当部局

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地1

須坂市総務部政策推進課

担当：小林（係長）山本（担当者）

電話：026-248-9017（課専用）

電子メール：seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp